

令和5年3月13日（月曜日）

経済観光委員会

第4委員会室

出席議員

常盤真功、東影 昭、宮下和也、木村達夫、
八木隆次郎、石堂大輔、萩原唯典、伊藤大典

開会

9時56分

産業局

9時56分

前回の委員長報告に対する回答

・**姫路市立グリーンステーション鹿ヶ壺の指定管理者の指定について、非公募により地元住民による団体を指定管理者候補者としているが、地域活性化の拠点施設であるグリーンステーション鹿ヶ壺に地域外から多くの人に訪れてもらえるよう魅力を広く周知するとともに、民間活力の導入について早期に議論を進められたいことについて**

当該施設の次期指定管理期間は、令和5年度から令和7年度までの3か年としており、現在民間活力の導入に向けて、事業者が参入しやすい条件等の整備を行っているところである。

まずは、本市がグリーンステーション鹿ヶ壺の敷地を取得することで、相続等の将来的な不安材料を取り除き、参入する事業者が安定した事業展開に積極的に取り組める環境を整えるべく、借地部分の取得交渉を始めたいと考えている。ついては、令和5年度予算に土地取得関連経費を計上しているところである。

引き続き、グリーンステーション鹿ヶ壺周辺が魅力ある施設となるよう、民間活力導入について、地域の理解と協力を得ながら取り組んでいく。

・**（仮称）道の駅姫路の整備について、広域防災拠点としての機能導入の検討に当たっては、災害時のエネルギー源を確保できるよう、しっかりとシミュレーションを行った上で取り組まれたいことについて**

道の駅では、災害時の支援活動に使用可能なスペースとして、広大な駐車場を整備する。

また、災害によりライフラインが途絶した場合でも業務継続可能な施設とするために、非常用発電設備による電力供給機能や受水槽による給水機能を確保するとともに、平時からLPガスを利用するなど、広域防災拠点としての機能を維持できるように様々な場合を想定した上で、多様なエネルギー源を確保できる

機能・性能の水準を設けていく。

付託議案説明

- ・議案第17号（仮称）道の駅姫路整備運営事業者審査委員会条例について
- ・議案第39号 土地改良事業の計画の概要を定めることについて

報告事項説明

- ・令和6年度指定管理者制度更新予定施設等（産業局所管）について
- ・産業局所管の行事・イベントの予定について
- ・令和5年度坊勢漁港整備事業について
- ・緊急経済対策（産業局所管事業）について
- ・中央卸売市場移転再整備事業の進捗状況について
- ・「（仮称）道の駅姫路」整備及び運営事業の手法等について

質疑・質問

10時39分

（質問）

議案第17号、（仮称）道の駅姫路整備運営事業者審査委員会条例について、委員を12人以内とするという説明があったが、本委員会の委員長など市議会議員の選任については考えているのか。

（答弁）

同委員会は、道の駅の整備及び管理運営を担う事業者を選定するために設置するものである。

建設工事に関する業者からの提案については、従来から財政局が設置している、市職員で構成する総合評価審査会において評価する。

管理運営については、将来的に指定管理者となる事業者を選ぶことになる。姫路市指定管理者選定委員会規則において、委員は学識経験のある者、市民の代表または公の施設の利用者の代表、団体経営及び財務管理について専門的な知識を有する者、理事以外の市職員、及び理事とされており、また、過去の行政実例に、附属機関の構成員に議員を加えることは適当ではないという見解があることから、市議会議員を委嘱することは想定していない。

市議会議員には、契約議案の審査という形で審議してもらいたいと考えている。

（質問）

そもそも市議会議員は市民から選ばれて議員になっている。地元の代表者が委員になるのであれば、議

会を代表して市民の意見を言える者を委員としたほうがよいのではないのか。

(答弁)

市議会から審査委員会に参画してもらうことは想定していない。

事業者の選定基準等については、公表する前、または事業者を募集する前に本委員会において説明するので、審議してもらいたい。

(質問)

市場の駐車場について、旧市場はほとんどのところは雨が降っても大丈夫なつくりになっていたが、本日開場した新市場の駐車場は雨よげがないところが大半である。買い出し人から仕入れたものが雨に濡れてしまうという意見を聞いたが、どのように考えているのか。

(答弁)

平成 28 年度の基本設計のときから、ヒアリング等を行いながら施設内容の検討を進めており、買い出し人用の駐車場には大屋根を設置すると場内事業者に提示した上で、工事に着手した。

工事が進む中、仲買人から買い出し人用駐車場の屋根を追加してもらいたいとの要望があったが、設計の変更や変更契約となると、新市場の開場が遅れることから、場内事業者との協議において、大屋根のある駐車場部分を半分ずつ仲卸人用と買い出し人用として、ローテーションしながら使ってもらうことになった。

3 月 1 日に開催した買い出し人向けの説明会においても、駐車場の屋根に関して同様の意見があったものの、駐車場の屋根以外に対しても様々な要望等があることから、優先順位をつけながら検討していきたいと考えている。

(要望)

利用者にとって使い勝手がよい施設となるようによく考えてもらいたい。

(質問)

農村公園荒木の郷及び農村公園竹取の郷について、指定管理を継続せず、直営に戻す理由を説明してもらいたい。

(答弁)

両施設は、指定管理者制度のメリットを十分に生かせていない。指定管理者である地元の管理組合は、自主事業をしているわけではなく、業務委託を受けているのと同じである。それにもかかわらず、管理組合は指定管理者制度による事業報告書の作成等に非常に時間を取られている状況である。

地元の意向を確認し、また、監査から「業務委託とあまり変わらないが指定管理でよいのか。」という指摘も受けたことなどから、直営に変更するものである。

(要望)

指定管理者制度を安易に導入し過ぎた部分があると思う。いろいろな施設で指定管理者を指定しているが、ほかの施設においてもきちんと評価してもらいたい。

(質問)

令和 5 年 4 月 2 日に夢咲山植樹式を開催するということであるが、夢咲山の整備の進捗状況は、どのようになっているのか。

(答弁)

令和 4 年度は、中国自動車道から少し南へ下ったところから、もともとあった山裾と川に挟まれた狭い道を見通しが良くなるよう山裾の木を伐採するとともに碎石を敷き詰め、夢咲山への進入路を整備した。

令和 5 年度からは、順次、演習林への作業道整備を行っていく。

また、令和 5 年 3 月 23 日に兵庫県立森林大学校と協定を締結し、山の手入れや管理などの実習を行う演習林として提供することとなった。夢咲山には人工林の部分と自然林の部分があり、森林大学校にとっては、天然の広葉樹林で実習できる貴重な場が得られること、本市にとっては、放置されていた山に人の手が入ることになり、山が少しずつ変わっていくと思われることから、協定締結に至ったものである。

4 月 2 日の植樹式については、地域住民に対して、夢咲山が地域のランドマークという位置づけであると認識してもらうとともに、今後、山の維持管理に協力してもらえるような企画にしたいと考えている。

(質問)

夢咲山を地元の人たちが楽しめるような場所にするというのが整備の方向性だったと思うが、それにはまだ時間がかかるので、とりあえず森林大学校の演習

林として使うということなのか。

(答弁)

地域住民に親しんでもらえるような場所とするためには、少しずつ山を切り開いていかなければならない。

最終的には、地域住民がいろいろな活動をしたり、散歩したりできるような形を目指してやっていきたいと考えている。

(要望)

当該用地は、東斜面のため午後から日当たりが悪くなり、活動するとき大変ではないかと思う。道路整備等を工夫してもらいたい。

(質問)

中央卸売市場移転再整備事業について、場内事業者への追加支援策として、事業者自身で処分が困難な廃棄物を市が処分するとあるが、どのようなものが対象となり、何者に対して実施するのか。本来は、全部事業者が処分すべきではないのか。

(答弁)

全 84 事業者に対して、事務所・店舗、掘り込み式の棚、空調設備、昇降機等の構造物、また、業務用の冷蔵庫、水槽、生けす等の大型備品を市が処分する。

本来、事業者に原状回復して返還してもらうべきであるが、今回は市場が閉場する。他都市においても、閉場する場合、例示したようなものが残されたままとっている。

本市としては、早く建物を解体し、更地にして借地を返還しなければ借地料がかかり続ける。また、跡地に新たな市立高校の建設を目指すという事情もある。

事業者としては、多額の処分費が負担であり、運営協議会を通じて市に支援を要望していた。

それらを総合的に考え、後処理費用を予算化したものである。

(質問)

旧市場を閉場するという特殊な要素があるから、事業者は処分費用を負担せず、全て市が負担するということなのか。それとも、事業者もある程度の費用を負担した上で市が支援するということなのか。

(答弁)

動かせる備品については、事業者が片づけている。ビルトインされたものについては、取り外すことがで

きないので市が一括して処分し、事業者の負担はない。

(質問)

他市場も同様に、市が全ての処分費を負担しているのか。

(答弁)

結果的にそうなったところがほとんどである。

(質問)

事業者に甘過ぎると思う。

追加支援策に関する予算は、令和 5 年度分になるのか。それとも令和 4 年度に含まれているのか。

(答弁)

令和 5 年度である。

(質問)

(仮称) 道の駅姫路について、どの方面から来て、どこへ向かう車の利用を想定しているのか。

(答弁)

令和 2 年、自家用車で姫路城に来た人を対象に調査したところ、姫路バイパスの姫路南ランプの利用者は約 13%であるのに対して、山陽自動車道の山陽姫路東インターチェンジの利用者は約 25%、播但連絡道路の花田インターチェンジの利用者が約 7%であった。合わせて 32%超である。

2 つのインターチェンジの最寄りとなる場所が多くの人にとって立ち寄りやすい場所なのではないかと考え、事業地を選定した。

(質問)

国道 372 号を通過して来る人なら立ち寄りやすい場所だと思うが、花田インターで高速道路を下りて市の中心部へ向かう人が、わざわざ東方向へ行くのか疑問である。なぜこの場所を選んだのか。

(答弁)

姫路市は交通の要衝で、アクセスが非常に便利であるため、姫路を訪れる全ての人を対象にするのは難しい。比較的利用者が多い方面で、なおかつ約 3 ヘクタールのまとまった土地を取得しやすいところを事業対象地に選定した。

(質問)

休憩施設のレストランはどれぐらいの席数にするのか。

(答弁)

基本計画では、物販が 770 平方メートル、飲食が

1,300平方メートルとしているが、今の段階で席数まで想定していない。

他都市の例からすると、飲食が1,300平方メートルというのはかなり広いほうであるが、団体利用も想定している。多目的室に汎用性を持たせて、団体客が多い場合は、多目的室を開放するような運用方法も検討していきたい。

(要望)

小さな町の道の駅ならまだしも、新名神高速道路の宝塚北サービスエリア等とは規模が違う。中途半端な大きさで、何か魅力を持たせなければ、わざわざ立ち寄ろうという気にならないと思う。

姫路へ来る人が必ず立ち寄るような、魅力的な道の駅にしてもらいたい。

(質問)

花街道づくり推進事業など様々な北部活性化事業を進め、ハーブ米や菜の花米のブランド化に成功するなどして、ようやく若者の新規就農が増えてきている。

兵庫県立森林大学校との協定についても、本市の林業の担い手をしっかりと育ててもらえるように連携してもらいたいがどうか。

(答弁)

森林大学校には、同校の学生と地域との接点を増やして、関係人口が少しでも増えるようにしてもらえたらと考えている。

(質問)

夢咲山は北部活性化の重要な拠点である。目的から逸脱しないような形で取組を進めてもらいたいがどうか。

(答弁)

当初の北部農山村地域活性化基本計画のとおり、拠点施設となるようしっかりと取り組んでいく。北部農山村地域活性化推進会議やプロジェクト推進部会等の意見を踏まえて進めていきたい。

(要望)

10年間の計画期間も既に5年目となったが、コロナ禍でプロジェクト推進部会等が開催できなかったこともあり、地域住民には将来像が見えていないように思う。当局からしっかりと説明し、もしも地元要望が本筋からそれようとしたら軌道修正して、できるだけ早く進めてもらいたい。

(質問)

市場の跡地活用に関する地権者説明会について、45人中33人が参加したとのことであるが、残りの12人については、どのように対応するのか。本会議において、説明会後の地権者の意向調査の結果、反対する意見は少なかったという答弁があったと思うが、説明会に参加していない人については個別対応したのか。

(答弁)

地権者への説明会は、12月から1月にかけて3回実施した。説明会に参加していない人のうち、共有者が代表して説明会に参加している人には個別対応していないが、全く接点がない人には電話や訪問等を行い、地権者全員の意向を確認している。

(質問)

(仮称)道の駅姫路の整備及び運営事業について、DBO方式によって実施し、維持管理・運営期間を15年とするということであるが、なぜ15年なのか。

(答弁)

運営期間については、事業に継続性を持たせるため、また、運営事業者が収益を上げるにはある程度の期間が必要なため、民間事業者の意見や他都市の事例等を参考にして15年間に設定している。

令和5年度に実施方針、あるいは要求水準書を公表する中で事業期間を明示するが、応募者が見込めないようであれば、必要な修正を加えたいと考えている。

産業局終了

11時20分

【予算決算委員会経済観光分科会（産業局）の審査】

【予算決算委員会経済観光分科会（農業委員会事務局）の審査】

農業委員会事務局

12時13分

質問

12時13分

(質問)

香寺や夢前のほうの家に、太陽光発電事業者から農地を売ってほしいとしつこく電話がかかってくる。農地法は改正されていないが、国のグリーン成長戦略の関係で農地に関して何らかの変更があったのか。

(答弁)

農業委員会事務局としては、そのような情報は聞いていない。確かに農地転用の申請が増えているが、増加の理由は分かっていない。

(要望)

農地の所有者は、耕作放棄地であっても草刈り等の管理が欠かせない。耕作放棄地に家を建てたいと思っても、調整区域には制限が多く、難しい。結局、土地の管理が負担になって、太陽光発電事業者に売却してしまう。そして、住宅近くにも太陽光発電パネルが設置されて、集落内にいさかいが生じている。

農政部局やまちづくり部等と連携して、対策に取り組んでもらいたい。

農業委員会事務局終了

12時16分

散会

12時16分